

会議名 議会改革特別委員会

開閉日時 令和元年8月22日(木) 午前10時57分～午前11時45分

会場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川義孝、 2番 神谷直子、 3番、杉浦康憲、 4番 神谷利盛、  
5番 岡田公作、 6番 柴田耕一、 7番 長谷川広昌、8番 黒川美克、  
9番 柳沢英希、 12番 鈴木勝彦、13番 今原ゆかり、14番 小嶋克文、  
15番 内藤とし子、16番 倉田利奈  
オブザーバー 議長(11番) 北川広人、 副議長(10番) 杉浦辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) ICTの導入について
- (2) 高浜市議会ホームページについて
- (3) 政務活動費について
- (4) 議会改革特別委員会で取り上げる案件について

(5) その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議 題》

#### (1) ICT導入について

委員長 本日、各派会議において、議長からタブレット議会の導入に向けて議会改革特別委員会で、議会ICT化に関する範囲やルール、スケジュール、予算等を検討し、進めてほしいとの発言がありました。ついては、お手元に配付してありますスケジュールのとおり進めていきたいと思っております。スケジュールのほうをごらんください。

こちらのほうは、先ほど議長も言われていましたが、サマーレビューのほうに予算として上げたいということで、それに向けて、この大まかなスケジュールというものを提出したものです。なので、このとおりに進めるものでもないし、これが決まっているということでもありません。あくまでも、サマーレビューに出すためのものですので、御了承ください。

先ほどもありましたが、先ほどの各派会議で、ICT化を進めていくということは、皆さんから御同意をいただいたと思っております。ですので、今後、議会改革特別委員会のほうでは、先ほどもありましたが、ICT化をする範囲や議会内でのルール、スケジュール、予算等、そういったところを詰めていきたいと思っております。これらについて御意見のある方は、お願いいたします。

意（４） ICT化を進めるということについて御同意をいただいて、すごくうれしいし、このとおりでよろしいと思っております。スケジュール（案）については、これに異論ありません。

ただ、これにつけ加えていただきたいのは、従来ですと、話が止まってしまったときに、また次回の委員会に先延ばしにするっていうケースが非常に多かったので、例えば、８月から１１月、１１月のところには、議会改革特別委員会で「ICT化の範囲」をやるとかってことがありますけれども、できればこれを「毎月何を決めていくんだ」というところまで落とし込んでやっていかないと、また延びてしまう可能性があると思っておりますので、ここまでの落とし込みの案を作成していただくようお願いしたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。ほかに。

意（１２） サマーレビューで予算を要求するということですがけれども、議会だからといって特別待遇を受けるのではなくて、しっかりとその説明、理由の説明、効能、そういうものをしっかりと説明できるようにしていただいて、特別待遇を受けるのではなくて、その必要性を当局のほうに理解を求めて、これを進めていっていただくなら、この日程どおり進めていっていただいて結構だと思います。

委員長 ほかに御意見あれば。

意（６） まず、進めることは賛成なんですけれども、当局が現在のところ何を予定しておるのか、当局側のIT化について、早い段階で、一遍、説明会なり進め方なりのそういった状況を、議会のほうへお願いしたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに御意見もないようですので、次回以降、議会改革特別委員会でICT化の範囲について検討していきますので、よろしく願いいたします。

(2) 高浜市議会ホームページについて

委員長 前回の議会改革特別委員会において、各議員へお願いしましたアンケート結果の一覧を資料としております。これでよければ、各議員の希望による情報を議員紹介のページに公表していきますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、このとおり…、はい、9番、柳沢委員。

意(9) これ、統一した形じゃなくて、全員別個でごちゃごちゃと。

意(事務局長) 他市のやつを見ましても、統一してあるところもありますけれども、それぞれ必要なものを発信できるよという、情報の中でのホームページを立ち上げているというところもありますので、今回も、皆さんの御希望の形で上げていってはどうであろうかというふうに考えております。

問(9) じゃあ、あくまでも載せるのは、もうここまでということで、それ以外は載せないよということで、上限はここまでという認識でいいですか。

答(事務局長) そのような形でよろしいかと思っております。

問(9) あとは追加のものというか、例えば今、現状「×」ですよというふうにつけているものが、やはり載せようかなというふうになった場合は、随時という形でいいんですか。

答(事務局長) そういう形で対応できればと思っております。

委員長 ほかに。

## 意見なし

委員長 ほかに御意見もないようですので、このとおり、ホームページに掲載することに決定いたします。事務局の方は、速やかに更新のほうお願いいたします。

### (3) 政務活動費について

委員長 前回の議会改革特別委員会で、広報紙への支出について各会派の御意見を伺いましたが、広報費を認める会派と認めない会派に意見が分かれ、かつ、2分の1を上限とする按分の案については、判断基準を明確にする必要があるなどの意見が大半を占め、結論に至りませんでした。

引き続き検討課題となり、新たな基準の提案を求めるという結果になりましたので、各会派で検討した基準の提案をしていただきたいと思います。

初めに市政クラブさん、鈴木勝彦委員。

意(12) 前回と回答は同じになりますけども、やっぱり2分の1という按分が非常にグレーであると、グレーである以上は白じゃないということであるので、これを認めることはいかがなものかと思imasので、前回と同じように、政務活動費を広報紙に使うことは、避けたほうが良いというふうに判断しております。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) 先回と同じなんですけれども、やっぱり、どこで基準を設けるかというのは、これはなかなか難しいという面がありますので、成果物というものを、やはりこれは各議員に渡した上で、それぞれやっぱり判断して、また、ときにはそれをもって、これでいいのかという、また議論の場があればというふうに考えております。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意（８） 今、小嶋委員が言われたように、私どもも広報紙に支出を認めてほしい。ただ、どういう内容かというのが、まだ先ほど市政クラブのほうも言ってみえましたがけれども、グレーゾーンがあるということで、そういったことやなんかも含めて、一度うちのほうも今、広報紙をつくることを検討していますので、それを皆さん方に示して、広報紙への支出を認めていただきたいというふうに思います。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意（１５） 共産党としては、広報紙への支出は認めるべきだと思っています。それから、２分の１を上限とする適切に按分した額ってというのは、これが適切ってというのは、誰がどのように決めるのか問題がありますので、これは、はっきりしたほうがいいとか、無くしたほうがいいと思っています。以上です。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意（６） 前と一緒に、使わないで結構です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意（５） 使わないで。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈委員。

意（１６） こちらに記述されている意見のとおりです。

委員長 各会派の代表者以外の方で、御意見があればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 今、また御意見をいただきましたが、やはり、御意見の統一には至りませんので、本日出された提案を持ち帰り、各会派でもう一度検討していただき、次回の議会改革特別委員会で、提案に対する各会派の意見を出していただきたいと思います。柳沢委員。

意（９） これ今回、広報費として使いたいっていう方々、使わせてほしいという方々のほうに、逆にどういった形でどういう内容のものですというの、逆にそちらの方々にしっかりと案を出していただきたいなと思いますので。

このまま、また同じような内容で使わせてほしいという話であれば、話の議論にならないですし、委員会である以上、どこかで決をとらなきゃいけないのかなというふうに思いますので、そこら辺はもう、使いたいというふうな会派の方々のほうで、少し出していただければなと思いますので、よろしく願いします。

委員長 ありがとうございます。11番、北川議長。

意（議長） きょう、議長会の報告のところでも少し申し上げたんですけども、近隣、名前を出すとあれなんですけれども、半田市さんは、少し不正使用というのがあって、政務活動費をやめられました。8年間やめていて、復活をするときに、やはり日本一厳しい目線を持った形で使えるようにしましょうということで、さまざまなルールをつくられたそうです。現状、今はそれでやってみえます。

そのときに、やはり広報紙というものがどうなのって話をすると、二つあるんですよね。一つは、議員のことではなくて政党になってしまう方、立場上、政党になってしまう方。それから、1人会派であれば、個人の広報紙になってしまう方。こういった方々の部分が、やっぱりどうしてもルールにのせられないということと言われるんです。

これは、じゃあ誰が判断するのかっていうと、2分の1という話が大分前からあちこちから出ていますけれども、これは、あくまで一つの判例であって、こういうルールがあるわけじゃないんですよ。ということは、何かあれば、議会じゃない、政務活動費は市長が出すので、市長を訴えるという形になるんですよね、不服があれば、使わせてもらえないということで不服があれば。

だから、内規で、議会の中で、申し合わせで、これには使わないようにしましょうとかいうことを決めているんですよ、いろんなところで。それを考えると、それを判断するのを「これはいいのか悪いのか」って言われたときに、それを判断するのって非常に難しいと思うんです、誰がやるにしても。

ですから、逆に、議長の立場で言わせていただくのであれば、最大会派だとか、1人会派ではない方、それから公党ではない方にとっては、使えないこと

は非常に申しわけないと思いますけれども、今言ったような部分がある限りは、できるだけ使うことを控えるような動きにしていかないと、ルールというものをつくりようがないというのが、やっぱり周りからの声を聞いても、そういう話です。

そのところは、何とか御理解をいただきたいなということを思いますので。ただ、私はオブザーバーですし、この間聞いてきた話を皆さんにお伝えしておるといことですので、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長 ほかに。倉田利奈委員。

意(16) 今、北川議員がおっしゃった、その半田市の基準っていうのを一度ちょっと御提示いただけたらなと思っているんですけども。

意(議長) 広報紙を、半田市は認めておりません。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ただいま御意見をいろいろいただきましたが、やはり、判断する内容や場所を明確に御検討できるように、次回また提案をしていただければと思います。あわせて、本日資料としまして「セミナーにおける講師の発言」という資料がついております。こちらのほう、7月29・30日に事務局が日本経営協会のセミナーに参加し、そのセミナーにおける政務活動についての講師の発言を資料にまとめましたので、抜粋させていただきました。

その中では、講師は議会運営について多数講演されている議会事務局研究会共同代表の高沖先生で、内容としては「政務活動費はあくまでも調査研究に対して支払うべきで、政務活動費で広報費（会報等）を認めているところがあるが、本来は議員報酬でやるべきもの。なぜなら、会報には個人の活動など、調査研究以外の事項が載っている。それから、議員活動イコール政務活動と考えている議員が多すぎる。議員活動の中の一部が政務活動」との内容でした。

こちらは高沖先生の御意見ですが、各委員においても、御一読していただき

まして、御参考にさせていただければと思います。最終的には、前回の平成 25 年に政務活動費の運用基準を改正したとき同様、各派会議にて結論を出すことになりますので、よろしく願いいたします。

(4) 議会改革特別委員会で取り上げる案件について

委員長 前回の議会改革特別委員会において、市政クラブさんと高浜市民の会さんから、議会改革特別委員会で取り上げる案件について御提案いただき、議題として取り上げるかどうか、それぞれの項目について、各会派の御意見をお願いいたします。

まず、市政クラブさんから提出された「議員定数の見直しについて」ですが、議題として取り上げるかどうか、前回の委員会では、青政会さん、高志クラブさんは議題にする。公明党さん、新政会さん、共産党さん、高浜市民の会さんは持ち帰って検討するとのことでしたが、議題として取り上げるかどうか、御意見をお願いいたします。

初めに公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) これまだ、結論出ておりませんので、うちのほうはまだ、はい。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意(8) まだ、結論が出ておりません。

問(7) 一点確認なんですけれども、前回の議会改革の議事録、こちらのほうで、ちょっと確認をさせてもらいたいんですけど。市政クラブ 12 番の委員が発言したところで「議員定数の見直しを提案する」とあって、その中の発言の中で「議員数を減らすのかふやすのかということではなく」って書いてあるんですけども。表題で「議員定数の見直しをしたい」と項目に出ていて、その内容として「議員数を減らすのかふやすのかということではなく」っていうふうに発言しているんですけども。

これは、趣旨として確認したいんですけども、定数の増減、削減とかではなくて、そのあと 12 番委員が発言している「報酬の問題、あるいは委員会の構

成の問題、諸々の問題を議論したい」と書いてあるんですけども、どういった趣旨で提言しているのかを、もう1回詳しく聞きたいと思います。

委員長 12番、鈴木委員。

答(12) 市政クラブとしては、今般の選挙を受けて、議員定数の見直しをしてほしいと、その中で、ふやすのか減らすのかもあわせて皆さんで御議論していただきたい。それにあわせて、委員会の構成、報酬、それも一緒に議論をしていただきたいという趣旨の発言ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

問(7) ありがとうございます。議員定数の見直しということで、市政クラブとしては、定数を減らしていきたいのか、ふやしていきたいのか。この辺を最初に、まずはっきり目的を示していただかないと、何を議論していきたいのかわからないので、はっきりと削減したいのなら削減したいと、定数の見直しをしたいというふうに掲げて、その中で議員構成の問題とか、報酬の問題をあわせて議論していきたいというふうに解釈していいのかなどうか。

委員長 柳沢委員。

答(9) お答えさせていただくんですけども、議員の定数の見直しっていうのは、あくまでもふやすことを考える形もあれば、減らしていく考え方もあると思います。それは、今後の地域の自治のあり方も含めて、トータルで考えていくということなので、いきなり減らすだとか、ふやすだとかっていう偏った考え方じゃなくて、どういった形で議員があるべきなのか、そしてまた地域自治があるべきなのかっていうところも踏まえた上で考えていくところなので、議員定数の見直しというところを上げてほしいという形なので、いきなり減らすだとか、ふやすとかの話ではないので、そこだけ御理解をいただければと思います。

委員長 長谷川委員。

問(7) わかりました。議員数を減らすのか、ふやすのかということではなく、ということじゃなくて「ふやす・減らす」そういったことも含めて議論をしていくっていうことで考えてよろしいですか。

委員長 12番、鈴木勝彦委員。

答（12） そのとおりです。

委員長 続けます。次に共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 共産党は、持ち帰って検討するということで言っていました。今、ふやすのか減らすのか、それも含めてというお話出ましたが、減らすことは、共産党としては認められません。人口もふえてますし、減らすことは反対です。

報酬だとか、ほかのことについて検討することは、別にいいと思いますが、ということです。

委員長 内藤委員。そうすると、この委員会で、議員定数の議題として上げることは、賛成ということよろしいですか。

意（15） この前、議員定数減らしてから、正直言って市政クラブさんなんかも、いろいろ役割を決めるのに、非常に、何ていうか、決めにくいというようなこともつぶやいてみえますし、今、せっかく委員会も8人8人でやれてますので、これ以上減らすべきではないと思いますし、そのことについては、検討する必要はないと思います。

委員長 内藤委員。とすると、それ以外にあくまでもこの「ふやす・減らす」という話は別において、先ほどの鈴木委員の発言もありましたが、この議会改革特別委員会で、定数とかその他を含めてそういったことを見直すということを経験にするということは、賛成ということによかったですかね。

意（15） はい。報酬だとか、ほかの問題については結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈委員。

意（16） そうですね、今「減らす、ふやす」とかいろいろ意見がありましたけれども、一度全てにおいて、皆さんで討論するっていうことは必要なのかなと思いますので、引き続き検討っていうか、議会改革特別委員会で議題として、引き続き討論していくことは必要ではないかなと思っております。

委員長 ほかに代表者の方以外でも、御意見があれば。9番、柳沢委員。

問（9） 公明党さんのほうが持ち帰りということで、また持ち帰りになるんですけども、いつまでに結論が出るのか、議題として取り上げる、取り上げない。そこら辺だけ、ちょっと教えていただきたいなと思います。

答（14） なかなかこれ難しい問題ですので、いつと言われてもちょっと。こちらもさまざま結構検討するあれがありますので。

委員長 柳沢委員。

意（9） 先ほどからもそうなんですけれども、その減らしていただくとか、ふやしていただくとか、そこら辺はまた、その報酬だとかいろんなものも全部全てが絡んでくる。もう一度、議会の中で、今、地方議会の置かれている状況を含めて、そういったところを1回みんなで考えるっていうのは非常に大事なのかなと思うので、結論が出ないというのは、ちょっと僕はよく理解ができないんですけれども、そういったところに問題意識をやっぱり持っていただきたい。課題意識を持っていただきたいという部分もあると思いますので。

議員さん、いろいろ皆さんやられてる方でも、そのあとの後継の方が見つからないだとか、そういう話もいろいろ出てきますし、そういった部分も含めて、1回じゃあ高浜市としては、どういうふうに考えていくのかということ、一度やはり、先のことを考えると、いざ、もう本当に出る人がいなくなって、定数割れを起こすような状況だとか、そういうふうになったらいけないっていうのもあるので、そこら辺も全体を含めて、もう今から考えておくべきじゃないかなと思うので、その「いつまでに」っていうふうには結論を出せませんというよりは、議題として取り上げる、取り上げないという部分をまずはしっかりと決めていただきたいなと思いますので、何とかよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、ここで議題としては閉じさせていただきます。

各会派の御意見をいただきましたが、意見が一致しませんでしたので、次回までにもう一度御検討いただきまして、次回、御意見の一致もしくは採決できるようにお願いしたいと思います。

次に、高浜市民の会さんから提出された「議場への配付資料の基準について」ですが、資料等印刷物の配付許可については、高浜市議会会議規則第 148 条において議長の許可が必要とされており、議長の議事整理権に関することであるので、議長裁量だと考えますが、今後、議会 I C T 化を検討する中で、資料の配付についても検討すべきことであるので、配付資料の基準については、議会 I C T 化の中で検討していったらどうかと思いますが、このことについて、各会派の御意見をお願いいたします。

まず初めに市政クラブ、鈴木勝彦委員。

意 (12) 紙の資料の配付ということは、議会としてそれぞれ必要であるということであって、議員全員が統一した認識のもとで、その資料が必要であるというなら認めていることも是だと思えますけれども、今、委員長が言うように、I C T 化でタブレット化になれば、いろんな情報がそこから採取できるということから、そういう方法もこれから検討していかなきゃいけないかなと思っております。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

意 (14) 今、話がありましたように、これからの議場の I C T 化を検討する中で、これもやっぱり一度、一緒になって検討していけばいいと思います。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意 (8) 私もそれで結構です。I C T 化の中で検討していただければ。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意 (15) 今、現在でも、傍聴にみえた方が最初の 1 日目なんかには、何を話しているのかよくわからんとかいう意見があるんですね。だから、そういうところをもっとよく理解してもらって、傍聴者もふえるようなためには、やっぱり最低の資料の配付っていうのは必要だと思います。

ちょっとその点、今、どこまでっていうのがちょっと今はっきりしないんで、でも、その資料の配付は必要だと思います。以上です。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意 (6) I C T 化に向けて、その中で協議を行っていけばいいと考えており

ます。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意（５） 今後も、ICT化の中で話し合えばいいのかなと思います。

委員長 次に、高浜市民の会さん、倉田利奈委員。

意（16） ICT化に向けて資料配付していただけるのは、非常に資料配付というか資料を明らかにしていただけるっていうことは、非常にいいことだと思います。

ただ、それまで期間がございますので、特に議会にとってふさわしくないもの、そして、もしその資料配付がだめということであれば、そのだめなところの部分について、明確にしていただけるようにしていただけると、例えば先ほどの話にあったように、傍聴者の方とかほかの議員が、どんなことについて議論しているのかということ、やはり耳で聞くだけではなく、目でしっかり確認して深く理解する。そして、その上で議論できるっていうことが、やはりすごく重要ではないかなと思いますので、それまでの間でも資料配付については、特に議会としてふさわしくないものであれば、許可していただければと思っております。以上です。

委員長 ほかに意見が。

不規則発言あり

意（16） ごめんなさい。ふさわしくないものは許可しなくて結構ですけども、ふさわしいもの、逆でした、失礼しました。

委員長 鈴木委員。

意（16） 今、お二人の意見を聞きますと、議員に対して資料を配付するということを今、議題としていると思いますけれども、一般傍聴者の方への資料配付のことを議論しているのではないと思っておりますけれども、その辺の点は、どう理解したらよろしいでしょうか。

委員長 そうですね、確かに今、ちょっと御意見いただきまして、若干その辺

がまじっちゃってるのかなと思います。傍聴者の方の資料の配付というのか、見せていくというのは、多分このICT化に向けてのほうにまた入ってくるのかと思います。

今回、この議題として取り上げているのは、あくまでも議会の中に、議員のほうに提出する案件、配付資料、そういったことについてですので、それに限定して、今回、この議案として取り扱っていますので、その辺を踏まえてもう一度御意見をいただけると助かります。

意(16) 今、議員ということだったんですけれども、議員と当局ということでもよろしいですか。では、そちらで、やはり先ほども申し上げたとおり、議員と当局にも、できればふさわしくないものは許可されなくてもそれはいたし方ないと思うんですけれども、例えばホームページとかですぐ見れるっていうことなんですけれども、まだICT化されてないわけなので、やはりそこは、事前に配るといふか見ながら、意見、討論できると深く議論ができるのではないかと考えております。

委員長 北川議長。

意(議長) たびたび申しわけないですけれども、このところ、いろいろと議長会等、情報収集できる場所があったので、この件もさまざまなところに伺いました。特に事務局のほうに伺いました。

一番心配したのは、会議録にどういうふうに載せるんだと。例えばICT化されているところもあるんですけれども、会議録にそういう資料等をどうやって載せているんですかと言ったら、載せていないという話です。なぜかという、議会は言論の府であって、資料等、全部言葉で説明しろというのが基本だそうです。だから、資料は載せない。

その場にあるから、目に見えるから、わかりやすいということはあるかもしれないけれども、そこできちんと言葉で説明ができなければ、後々の会議録には「これがあれが」ということしか残ってないということになるそうです。ですから、そのところも含めて、これは考えていかなきゃいけないんだろうなということをおもいます。

それと、金額はあえて言いませんけれども、例えば自分のタブレットから、差し込みでその資料をこのモニターに飛ばすというようなことをやるためには、それなりのシステムが要ります。

それから、例えば、当局と同調させて、前やられた方はわかると思いますが、サイドボックスとかなんかで同調して自分の画面に映したものが、この議場の中にいるほかの方々のタブレットに全部飛ぶという形のもの。こういうものに関しては十分に活用ができると思うんですけども、そういうところも含めて、とにかく会議録っていうのは、書面の会議録というものは残さなければなりませんので、その辺のところ。

それからライブ配信と、それから画像、動画をうちは配信しているじゃないですか、そのあとに。それに関しても、そこにどう差し込んでいくのかっていうところが、また一つ出てきます。

ですから、ICT化すればもっと便利になるから、こういうことがやれる、こういうことがやれるっていうことは、やれるとは思いますが、それなりのお金もかかるよということ。ただし、紙の会議録には、どうやって載せるのかという議論も同時進行していただかないと、わかりやすい議論を展開するためっていうのはわかりますけれども、後々わからない書物が残ってしまうということにつながりかねないということも、御議論をいただければと思います。以上です。

委員長 ほかに御意見あれば。

意 見 な し

委員長 ただいま各会派の方に御意見を伺いましたが、基本的には、意見が多少幅がありますが、一致したと思います。議場への配付資料の基準については、単独で議題としては取り上げず、議会のICT化の中で検討していくということで意見が一致したと考えます。今後このように、議題としてICT化の中で検討していくことに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。次に、高浜市民の会さんから提出されました「関連質問について」。これについても議長の議事整理権に関することでもありますので、議長裁量と考え、議題として取り上げることはふさわしくないと考えますが、このことについて、各会派の御意見をお願いいたします。

まず初めに市政クラブさん、鈴木委員。

意（12） 今、委員長が言われたとおりで結構です。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） 同じく。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意（8） 前のときにも、私が質問したやつのあれでちょっと言っておみえになりましたけれども、実際、関連質問やなんかのやつは、確かにそれぞれの議員がやったことに対して、またこれを聞きたいという話ですので、部分的に時間がある程度、制約がかかるのは、僕はしょうがない。そういった形で、できれば、時間の制約の中では認めていただきたいというふうに、私は思います。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 共産党としては、関連質問、大体5分ぐらいでということが決まってるんですが、例えば5分以内でまだ手を挙げてても、どうもこの前話を聞いていると、議長さんから見えないってということがあったようですが、そういう点では手を挙げるほうもしっかり手を挙げて、また、見るほうもしっかり見て、時間以内であれば、ということをしちんとやっていけばいいと思っています。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意（6） 今までどおりでいいと思います。5分間あるから5分間与えよというものではなく、今までどおりでいいというふうで考えております。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意（5） 従来どおりでお願いします。

委員長 次に高浜の市民の会さん、倉田利奈委員。

意 (16) そうですね、多分この5分がある理由というのをちょっと考えたんですけども、5分というのは、やはり質問者に対して求めている答えがいただければいいんですけども、ちょっと答えをはぐらかされたりとか、趣旨が違っている答えをいただいたりとか、そういうことがあると思いますので、やはりそうした場合に、趣旨が違うとか、そのあたりをきちんと確認というか、再度質問ができるように5分を確保していただければと思っております。

委員長 議長。

意 (議長) 皆さん方のお話を伺っていると、本当に勘違いをされているとしか言いようがない。高浜市議会の会議規則では、質問は2回までなんです。それを議長裁量で、3回、4回許しているんですよ。ですから5分が先じゃないんです。これは会議規則で決まっていることですので、ですからそののころをしっかりと理解をした上で、5分以内とはどういう意味があるのかということを考えれば、当然、一般質問をされた方の聞き方でもって、少し意味は通じてなかったところを再確認したいとか、というようなところの確認の場であると。簡単に言うと、人のふんどしで相撲取るなですわ。もしやるなら、しっかり70分使って、自分が一般質問をやれば良いと思います。

委員長 ほかに御意見あれば。

意 見 な し

委員長 各会派に御意見を伺いましたが、若干の意見の相違があると思われま。このまま協議を続けても意見の一致というものは見られないと思しますので、採決をとらせていただきます。

採決の内容については、関連質問について、議題としてこの議会改革特別委員会で、今後、議題として取り上げるか取り上げないかについてであります。挙手は1人1回のみで、オブザーバー委員の方は挙手しないでください。

それではただいまから採決いたしますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認めます。柳沢委員。

意（９） 先ほど、議員定数の見直しについては、各派でというお話でしたけれども、こちらは、ここで議決をとるという話ですけれども、その差というのは。

委員長 先ほどの議員定数のほうというのは、意見が持ち帰りの意見ということでありましたので、もう一度、次回に持ち越しをさせていただきますが、こちらのほうは、とりあえず意見としては、皆さんから御意見は出していただきました。そこで意見の相違があるということで、こちらで今回、決をとらせていただきたいと思います。柳沢委員。

意（９） 僕の多分勘違いだと思います。議員定数の見直しについても、この委員会で決をとるという理解でいいのか。持ち帰りですけれども、きょうじゃなくて、最終的にはですけれども。はい、わかりました。

委員長 そのとおりです。12番、鈴木委員。

問（12） 採決のとり方としては、従来どおりでいいのか、変えるのかという採決の仕方になるわけですか。

委員長 この議題を、そのままこの委員会で引き続き取り上げるかどうかということですか。

それでは、採決のほうに入ります。関連質問について、議題として取り上げることに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者 挙手

委員長 ありがとうございます。それでは、関連質問について、議題として取り上げないことに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者 挙手

委員長 多数です。それでは挙手多数として、関連質問については、この議会改革特別委員会では、今後、議題としては取り上げないことに決定いたしました。

次に、高浜市民の会さんから提出されました「本会議での傍聴について」ですが、現在、高浜市議会傍聴規則の規定どおり 39 席配置されておりますので、本会議での傍聴については、議会改革特別委員会で議題として取り上げることはふさわしくないと考えますが、このことについて、御意見のある方はお願いいたします。39 席に戻したということです。御意見あれば。倉田利奈委員。

問 (16) 報道席と一般席を分けるということですが、どのように分けられているのでしょうか。

答 (事務局長) ここの中で区切るのは難しいものですから、記者席を後ろの方にもっていきました。机があるのが記者席です。

意 (16) 一般の方の傍聴で、途中で入られたときに、記者席に座ろうと、多分、前のときもその机があったところがそうなのかなっていうことで、何か違うよみたいな感じで言われていた場面があったものですから、そのあたりを一般の方にわかりやすく、表示というか何かしていただいたほうがいいのかなと思うんですけども。

委員長 事務局長。

答 (事務局長) 記者席というふうに、札を張ってありますので、机に。

委員長 よろしいでしょうか。内藤委員。

問 (15) 記者席を抜いて、一般の傍聴席が 39 席あるということですね。

答 (事務局長) 記者席を含めて。

問 (15) 記者席は、何席あるんですか。

委員長 事務局長。

答 (事務局長) 5 席です。

委員長 よろしいでしょうか。では、ほかに御意見もないようですので、本会議での傍聴については、今後、議会改革特別委員会の議題として取り上げないことに決定して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

(5) その他

委員長 皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

発 言 な し

委員長 なければ、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 45 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長